

不利益処分の内容	卸売業務の許可の取消し		
根拠法令及び条項	鳥取市公設地方卸売市場条例第 7 条の 2		
担 当 課	経済・雇用戦略課	処分権者	市 長
設 定 日	令和 2 年 6 月 21 日		
処 分 基 準	<p>卸売業務の許可の取消しは、条例第 7 条の 2 の規定に基づき行うが、具体的には、その内容、程度等を判断して、必要な範囲内において決定する。</p>		

不利益処分の内容	せり人の登録の消除														
根拠法令及び条項	鳥取市公設地方卸売市場条例第 10 条第 1 項														
担 当 課	経済・雇用戦略課	処分権者	市 長												
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日														
処 分 基 準	<p>せり人の登録の消除は、条例第 10 条第 1 項各号に該当するときに行うが、具体的には、次に掲げるところによる。</p> <table border="0"> <tr> <td>1</td> <td>第 10 条第 1 項第 1 号</td> <td>第 55 条第 2 項の規定によりせり人の登録を取り消された日</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>第 10 条第 1 項第 2 号</td> <td>当該登録の消除の申請があった日</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>第 10 条第 1 項第 3 号</td> <td>第 8 条第 4 項に規定する有効期間を経過した日</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>第 10 条第 1 項第 4 号</td> <td>第 8 条第 3 項の規則で定める者に該当することとなった事実が確認された日</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">変更日 令和 2 年 6 月 21 日</p>			1	第 10 条第 1 項第 1 号	第 55 条第 2 項の規定によりせり人の登録を取り消された日	2	第 10 条第 1 項第 2 号	当該登録の消除の申請があった日	3	第 10 条第 1 項第 3 号	第 8 条第 4 項に規定する有効期間を経過した日	4	第 10 条第 1 項第 4 号	第 8 条第 3 項の規則で定める者に該当することとなった事実が確認された日
1	第 10 条第 1 項第 1 号	第 55 条第 2 項の規定によりせり人の登録を取り消された日													
2	第 10 条第 1 項第 2 号	当該登録の消除の申請があった日													
3	第 10 条第 1 項第 3 号	第 8 条第 4 項に規定する有効期間を経過した日													
4	第 10 条第 1 項第 4 号	第 8 条第 3 項の規則で定める者に該当することとなった事実が確認された日													

不利益処分の内容	買受人の承認の取消し		
根拠法令及び条項	鳥取市公設地方卸売市場条例第 14 条第 1 項		
担 当 課	経済・雇用戦略課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>買受人の承認の取消しは、条例第 14 条第 1 項の規定に基づき行うが、「卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなったと認められるとき」とは、具体的には、条例施行規則第 12 条第 1 号、第 4 号又は第 5 号のいずれかに該当しなくなったときをいう。</p> <p style="text-align: right;">変更日 令和 2 年 6 月 21 日</p>			

不利益処分の内容	買受人の承認の取消し		
根拠法令及び条項	鳥取市公設地方卸売市場条例第 14 条第 2 項		
担 当 課	経済・雇用戦略課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>条例第 14 条第 2 項に規定する買受人の承認の取消しは、年間買受額（1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間に買受した金額とする。）が、3 年続けて 0 円の場合に行うものとし、毎年 4 月 1 日に決定する。ただし、平成 31 年度中に買受額があった場合、平成 28 年から平成 30 年までの 3 年間の買受額が 0 円であった場合であっても、取り消さないこととする。</p> <p style="text-align: right;">変更日 平成 31 年 3 月 25 日</p>			

不利益処分の内容	市場の流通区域内における卸売等の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市公設地方卸売市場条例第 23 条第 2 項		
担 当 課	経済・雇用戦略課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 17 年 10 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>市場の流通区域内において行う卸売等（条例第 6 条の 2 第 1 項の許可に係る卸売の業務としてする場合を除く。）の中止命令等は、届出に係る販売が卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認められるときに行うが、具体的には、その内容、程度等を判断して、必要な範囲内において決定する。</p> <p style="text-align: right;">変更日 令和 2 年 6 月 21 日</p>			

不利益処分の内容	卸売業者の業務又は会計に関する改善措置命令		
根拠法令及び条項	鳥取市公設地方卸売市場条例第 23 条第 3 項		
担 当 課	経済・雇用戦略課	処分権者	市 長
設 定 日	令和 2 年 6 月 21 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>卸売業者の業務又は会計に関し必要な改善措置命令は、卸売業者の財産の状況が条例施行規則第 25 条の 2 各号のいずれかに該当するときその他市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要があると認められるときに行うが、具体的には、その内容、程度等を判断して、必要な範囲内において決定する。</p>			

不利益処分の内容	売買の差止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市公設地方卸売市場条例第 33 条第 1 項		
担 当 課	経済・雇用戦略課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>条例第 33 条第 1 項に規定する売買の差止命令等は、同項各号に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 同項第 1 号中「談合その他不正な行為」とは、売買に参加する買受入側において談合してせり落とし価格や入札価格を低くした場合又はせり人や入札管理者が買受入側の一部と結託してせり落とし価格や入札価格のつり上げを行った場合とする。</p> <p>2 同項第 2 号中「不当な価格が生じたとき」とは、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 災害の発生等により入荷が著しく少なく、せり取引により、極めて高水準の価格が形成された場合</p> <p>(2) 売手又は買手の錯誤により通常形成される価格とはあまりに異なる価格が形成された場合</p> <p style="text-align: right;">変更日 令和 2 年 6 月 21 日</p>			

不利益処分の内容	売買の差止命令		
根拠法令及び条項	鳥取市公設地方卸売市場条例第 33 条第 2 項		
担 当 課	経済・雇用戦略課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>条例第 33 条第 2 項に規定する売買の差止命令は、同項各号に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 同項第 1 号については、同号に該当する事実を確認した場合又は不正若しくは不当な行為が行われたことが相当の程度に信じるに足る状況にあり、放置することにより、健全かつ安全な売買取引の確認に支障が生じると認められる場合とする。</p> <p>2 同項第 2 号については、同号に該当する事実を確認した場合とし、故意又は悪意の有無及びその程度等を判断して決定する。</p> <p style="text-align: right;">変更日 令和 2 年 6 月 21 日</p>			

不利益処分の内容	衛生上有害な物品の売買の差止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市公設地方卸売市場条例第 35 条第 3 項		
担 当 課	経済・雇用戦略課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>1 「衛生上有害な物品」とは、食品衛生法第 6 条に規定する販売等を禁止される食品又は添加物のほか、第 7 条、第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 13 条及び第 16 条から第 18 条までに規定する物品等をいうが、具体的には、事案毎に危険性の有無及びその程度等を判断して決定する。</p> <p>2 売買の差止命令等は、「衛生上有害な物品」であることが判明しその事実が確認された場合又は「衛生上有害な物品」であることが相当の程度に疑われる物品で、その売買を放置することが食品衛生上危険を伴うと認められる場合に、必要な範囲内において行う。</p> <p style="text-align: right;">変更日 令和 2 年 6 月 21 日</p>			

不利益処分の内容	指定又は許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市公設地方卸売市場条例第 48 条		
担 当 課	経済・雇用戦略課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>市場施設の指定又は許可の取消し等は、条例第 48 条の規定に基づき行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>条例第 44 条第 3 項又は第 54 条第 1 項の検査の結果に基づき市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するために支障が生じていると思われる場合に、必要な範囲内において行う。</p> <p style="text-align: right;">変更日 令和 2 年 6 月 21 日</p>			

不利益処分の内容	補修命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市公設地方卸売市場条例第 49 条		
担 当 課	経済・雇用戦略課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>補修命令等は、条例第 49 条の規定に基づき行うが、具体的には、故意又は過失の状況、悪意の有無及びその程度等を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p style="text-align: right;">変更日 令和 2 年 6 月 21 日</p>			

不利益処分の内容	過料の賦課		
根拠法令及び条項	鳥取市公設地方卸売市場条例第 55 条第 1 項及び第 3 項		
担 当 課	経済・雇用戦略課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>卸売業者又は買受人に対する過料の賦課は、条例第 55 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき行うが、「違反した場合」とは、具体的には、次に掲げるところにより、事案毎に故意又は悪意の有無及びその程度等を総合的に判断して行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例第 58 条の規定に違反して、市場において無許可の営業行為を行った場合</li> <li>2 条例第 7 条第 2 項の規定に違反して保証金を預託する前に業務を行った場合</li> <li>3 条例第 54 条第 1 項の規定による検査等に対し、報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合</li> <li>4 条例第 12 条に規定する買受人の承認事項に違反した場合</li> </ol> <p style="text-align: right;">変更日 令和 2 年 6 月 21 日</p>			

不利益処分の内容	卸売業者の業務停止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市公設地方卸売市場条例第 55 条第 1 項第 1 号及び第 3 項		
担 当 課	経済・雇用戦略課	処分権者	市長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準	<p>「過料の賦課」の処分基準を準用する。</p> <p style="text-align: right;">変更日 令和 2 年 6 月 21 日</p>		

不利益処分の内容	買受人の入場停止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市公設地方卸売市場条例第 55 条第 1 項第 2 号及び第 3 項		
担 当 課	経済・雇用戦略課	処分権者	市長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準	<p>「過料の賦課」の処分基準を準用する。</p> <p style="text-align: right;">変更日 令和 2 年 6 月 21 日</p>		

不利益処分の内容	せり人の業務停止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市公設地方卸売市場条例第 55 条第 2 項		
担 当 課	経済・雇用戦略課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>せり人に対する業務停止命令等は、条例第 55 条第 2 項の規定に基づき行うが、「違反した場合」とは、具体的には、条例第 34 条各号に規定する行為を行ったと認められる場合とする。</p> <p style="text-align: right;">変更日 令和 2 年 6 月 21 日</p>			

不利益処分の内容	入場停止命令		
根拠法令及び条項	鳥取市公設地方卸売市場条例第 55 条第 3 項		
担 当 課	経済・雇用戦略課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>「過料の賦課」の処分基準を準用する。</p> <p style="text-align: right;">変更日 令和 2 年 6 月 21 日</p>			

不利益処分の内容	災害時における生鮮食料品等の確保の指示		
根拠法令及び条項	鳥取市公設地方卸売市場条例第 57 条		
担 当 課	経済・雇用戦略課	処分権者	市 長
設 定 日			
<p>処分基準を設定しない理由</p> <p>大火災、地震、台風等の災害時には、卸売業者に対する生鮮食料品等の確保について必要な措置をとるが、その具体的な判断は、災害の規模、程度等に応じて判断するため、処分基準は設定しない。</p>			

不利益処分の内容	退去命令		
根拠法令及び条項	鳥取市公設地方卸売市場条例第 58 条第 2 項		
担 当 課	経済・雇用戦略課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>退去命令は、条例第 58 条第 1 項の規定に違反した者に対して行うが、具体的には、事案毎にその内容、程度等を判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p style="text-align: right;">変更日 令和 2 年 6 月 21 日</p>			

不利益処分の内容	出入り等の指示		
根拠法令及び条項	鳥取市公設地方卸売市場条例第 59 条第 1 項		
担 当 課	経済・雇用戦略課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>市場への出入り等に対する指示は、条例第 59 条第 1 項の規定により行うが、具体的には、次に掲げるところにより、必要な範囲内において行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市場の適正かつ健全な運営を確保することに支障がある場合</li> <li>2 生鮮食料品等の取引の適正化及び流通の円滑化を妨げる場合</li> </ol> <p style="text-align: right;">変更日 令和 2 年 6 月 21 日</p>			

不利益処分の内容	行為の禁止命令		
根拠法令及び条項	鳥取市公設地方卸売市場条例第 59 条第 2 項		
担 当 課	経済・雇用戦略課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>「出入り等の指示」の処分基準を準用する。</p> <p style="text-align: right;">変更日 令和 2 年 6 月 21 日</p>			

不利益処分の内容	取引又は入場の制限措置等		
根拠法令及び条項	鳥取市公設地方卸売市場条例第 60 条第 2 項		
担 当 課	経済・雇用戦略課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>取引参加者又は市場の入場者に対する取引の制限又は入場の制限その他必要な措置は、市場秩序の保持又は公共の利益の保全上必要があると認めるときに行うが、具体的には、条例施行規則第 52 条に規定するところによるほか、事案毎にその内容、程度等を判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p style="text-align: right;">変更日 令和 2 年 6 月 21 日</p>			

不利益処分の内容	入場の禁止措置等		
根拠法令及び条項	鳥取市公設地方卸売市場条例第 61 条第 2 項		
担 当 課	経済・雇用戦略課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>市場の入場者に対する入場の禁止その他適当な措置は、市場の清潔な環境の保持を図るため必要があると認めるときに行うが、具体的には、食品衛生法に定める食品衛生を確保するために必要となる措置とし、事案毎にその内容、程度等を判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p style="text-align: right;">変更日 令和 2 年 6 月 21 日</p>			